

立命館大学法学部ニューズレター

第14号



Newsletter

The Faculty of Law

Ritsumeikan University

目次

フランス留学の記	中村義孝	2
閉廷後のアイスクリーム(外留報告)	三木義一	3
検死と臓器移植		
- 検死制度の意義に関連して -	松宮孝明	6
日本公証法学会研究報告記	出口雅久	8
国際学術交流研究会		
『地球民主政 - 理念と現実 - 』	柳原克行	9

フランス留学の記

中村義孝

立命館大学から留学の機会を与えられて、1998年5月15日から9月12日までフランスに滞在した。受け入れ状は、本学との間に交流協定(L'accord de cooperation)が締結されているトゥルーズ社会科学大学(トゥルーズ第1大学)のサン・ジロン学長(President Bernard SAIT-GIRONS)から頂いた。「トゥルーズはフランス第1の大学である、但しパリに次いで。(Toulouse est la premiere Universite de la France, apres Paris.)」と、市の広報は言っている。第1から第3大学まで含めて、学生数は11万5千人ということである。

私の研究テーマは、フランスにおける刑事裁判制度(特に重罪陪審裁判)の変遷である。指導教授は、20数年来ご指導を賜っている法制史専攻のシカール名誉教授(Professeur emerite Germain SICARD)とシカール教授のご紹介による刑事法専攻のドウ・ブーベ教授(Professeur Roujou de BOUBEE)にお願いした。研究場所は、テーマとの関連で主として大学図書館、刑事法研究所およびオート・ガロンヌ県古文書館である。重罪院の開廷中は法廷傍聴にもでかけたし、軽罪裁判所の法廷も一度訪れたことがある。重罪院には非職業裁判官である陪審員が参加しているから、裁判長はゆっくりと非常に丁寧に尋問や説明を行う。それに反して、軽罪裁判所の裁判長は検察官と弁護士という訴訟の専門家を相手にしているから、早口でしかも小さな声でしゃべるので傍聴人にとって理解しにくいのではなかと感じた。フランス語能力が不十分な私には、よくて半分位しか解らなかったのは誠に残念である。

5年ぶりにトゥルーズを訪問して驚いたこ

とが二つある。

一つは、古文書館の閲覧室が拡張されていて、入館登録と閲覧規則がパリの国立古文書館なみに厳しくなっていたことである。それらの規則に従ってさえいれば、警察官の取り調べ段階から重罪院の判決にいたるまで、革命以前からの残されている記録はすべて閲覧することができる。但し、一つの事件の記録だけでもB4版で厚さ30センチを越すものが沢山あり、系統的に調べるには膨大な時間を要する。それにかかり傷んでいるので複写禁止であるから、筆写が大変だ。

いま一つは、重罪院の法廷が改装されていて、陪審員席が裁判官席とは別になっていた古い方式(本学の陪審法廷と同じ方式)から、パリの重罪院と同様に、法廷の一段高い所にある裁判官席に並んだ同じ場所に陪審員の席が移されていたことである。首都からはじめて、次第に地方の裁判所も整備されていくようである。開廷中は勿論写真撮影禁止であるが、重罪院の書記官(女性)に頼んだら、閉廷中に写真を撮らせてくれた。現在、フランスでは刑事訴訟法の改正作業中であって、重罪院の手続きも改正されようとしているが、そのことを書記官に聞いたところ「私は知らない。あなたはどこでそのことを知ったのか。」といわれて哑然とした。

今年はサッカーの世界選手権がフランス10都市で開催され、トゥルーズ市でも日本とアルゼンチンの試合を含め6試合が行われた。世界選手権のために街の小さな通りが古い伝統的な街並みに溶け込むようになりかなり新しく整備されていて、トゥルーズの人々はそのことを自慢していた。各試合が行われる度に、市役所の内庭に、試合をする国の簡単な紹介パ

ネルが掲げられていた。日本の試合のときには、わが国の紹介がなされていたが、その中に「日本の元首は天皇であって、日本は立憲帝国（君主国）である」とデカデカと書かれていたのを見てビックリした。友人には、「日本は共和国であり、天皇は国家と国民統合の単なる象徴である」ことを説明したが、日本についての情報を殆どもない多くのフランス人はどう受け取ったことであろうか。日本人と付き合いのない極普通のフランス人にとっては、わが国の文化や人々の生活について知る機会が皆無に近い。これは、政治の責任でありまた在外公館の怠慢といわれても致し方ないのではないか。国際化社会の一員としての重要な責務の遂行は、何よりも先ず己を知ってもらうことから始めなければならないのではないかと考える。

「馬は10年、人は20年」という諺があるとかつて聞いたことがある。それ位長く付き合い始めてはじめてお互いが理解し合えるという意味だそうである。トゥルーズには20年、10年と付き合い合っている友人が数名いて、とても親切にしてくれるので何かにつけて至極好都合である。その友人の中に、この秋からトゥルーズ第2大学（トゥルーズ・ル・ミラージュ）の教員に採用された社会学の若手研究者がいる。彼は第2大学の出身だが、これまでずっと高等学校で数学の教師をしていた。社会学研究の中に数学的技法を取り入れるのが彼の手法である。今回は3人の募集だったが、それに対してなんと60人の応募があったというから、かなり厳しい競争である。帰国

した日の夕方（日本時間）、国際電話の向こうからはずんだ声が吉報を伝えてくれ、私もわがことの様に嬉しくて大声で祝福した。彼には、専門の研究テーマ以外のことで随分いろんなことを、カフェでアペリチフ（食前の軽い一杯）をとりながらあるいはレストランでの食事のときなどに、教えてもらった。フランス人の気質（南と北でかなり異なる）、同じ綴りでもパリとピレネーに近い地方では発音が違うこと、食生活の習慣、中学や高等学校の教育のこと、学生生活に関すること等等などである。その友人の夏休み中には、お父さんやお母さん達と一緒に休暇を楽しんでいるお母さんの生まれた家に招待して頂いた。かつての地主の館で、今では彼等が休暇を過ごすためだけに使われている。そこを拠点にして、近くの街で21年前から続いているジャズ祭に連れていってもらったり、その地方の古い城や酒蔵へ案内してもらったり、郷土料理をご馳走になったことは、文献では絶対にできないフランスの文化に触れることのできる絶好の機会であった。これは、専門の研究にとってもきつと大きく役立つ体験であったと感謝している。

今回与えられた機会に学んだことを、従来研究成果とむすびつけて整理しなければならない課題が残されている。かなりの時間を要することだろうが、誠実にこの課題に取り組む決意を新たにしている。

このような貴重な機会を与えて頂いた立命館大学、留学中ご迷惑をおかけした法学部の同僚の皆さんに感謝の意を表明致します。

（なかむら・よしたか 西洋法史）

閉廷後のアイスクリーム（外留報告）

三木義一

98年4月30日から9月19日まで私はドイツ・ミュンスターの財政裁判所に外国人裁判官としての待遇で研修の機会をいただいた。着く

なり租税秘密に関する守秘義務の宣誓書に署名させられたが、同時に研究室が与えられ、裁判官ができることは私もできるようにして

頂いた。

今回、私が裁判所に留学したいと考えたのは、従来から考えてきた疑問を具体的に解きたいと思ったからである。まず、次の表を見てもらいたい。

年平均50000件以上の訴訟数を数えるドイツとわずか200件の日本との違いは一体何から生じているのだろうか？この問題は、税務訴訟に限らずドイツ社会と日本社会の顕著な差として、しばしばドイツ人からも「日本人はなぜ裁判で争わないのだ？」という疑問として問われてきた。このような問いに対しては、しばしば「ドイツ人と日本人のメンタリティーの差」という抽象的な回答で終わってしまうことがある。確かに、一定のメンタリティーが影響を与えていないわけではないであろう。しかし、そのようなメンタリティーを生み出し、それを補強する法制度を明確にしていかなければ、いつまでたっても抽象的なメンタリティー論に終止してしまう。そこで、ドイツの財政裁判所から「なぜドイツはかくも税務訴訟数が多いのか」という疑問に具体的に迫ってみたい、と考えたのである。

もっともこのような試みが発見したのは、10年前からの親友であるトヴィッケル(Twickel)裁判官のご尽力のおかげでもある。実は、ミュンスター財政裁判所のトヴィッケル裁判官は6年ほど前日本での裁判所研修を踏まえて、「なぜ日本では税務訴訟数が少ない

か」についての原因を探ったことがある(Degenhard Freiherr von Twickel, Steuerrechtsschutz in Japan, Deutsche Steuer-Zeitung 1996 S.161ff.)。彼の指摘は非常に参考になったが、今度は日本人の私が「なぜ、ドイツでは税務訴訟が多いのか」を探ることをすれば、両面からこの問題に具体的に迫れることになる。その意味で、今回の留学は2人の共同研究のようなものであった。

裁判所ではトヴィッケル裁判官が所属している第9部(法人税専門部)に所属させて頂き、裁判官が関わるあらゆる手続きに関与し、あらゆる書類に目を通すことができた。そのおかげで、教科書ではわからない実態を目の当たりにし、翻訳というものの恐ろしさ・難しさを改めて痛感させられた思いがする。財政裁判所での行われている審理の実態、名誉職裁判官制度等については「税理士春香の事件簿：第16話ミュンスター財政裁判所訪問」税研80号(資料室にあります)で紹介しておいたので、参照して頂ければ幸いである。裁判官の方々は私の質問に非常に協力的で、9部の裁判長のエムケ(Ehmcke)教授は私と一緒に州税局までできてくれて、必要な資料をもらえるように交渉までしてくださった。私がお礼を言うと、「ミキがこの問題にどう回答を出すのか、私も関心があるんだ」と言ってくれたのが、大変うれしかった。こうして、裁判所でいろいろ考え、調べているうちに、昨年立命館にもこられたビルク教授等から「訴訟の問題は行政の現場の問題と連動しているから、ミキは現場に行くべきだ」とアドバイスされ、私もその必要性を痛感し始めた。そこで、ミュンスター市内税務署の権利救済部の調査をはじめ、それから課税の部署の調査へと移っていったのである。その間、「あっ！」と心の中で叫んだことが何度もあり、いろいろなものが見え始めてきた。やはり、行政の在り方が争訟の問題と密接に連動していたといえる。こうして、前記の疑問に対する私なりの回答を見出すことができた。私の結論は、ドイツでは帰国直前の9月9日、ミュンスター税務署で企画された

講演会 "Die Steuerverwaltung in Japan und ihre Probleme" で日本の税務行政との対比で論じてきたが、ドイツの税務行政との対比では『民商法雑誌』に掲載する予定なのでご批判頂ければ幸いである。

今回は、このような研究課題以上に、ドイツの財政裁判のあり方を日本の税理士に見せたいと思っていた。ドイツでは税理士が訴訟代理権を持って活躍している(財政裁判所では代理人の7割が税理士: なお、税研81号の税理士春香の事件簿第17話も参照)、裁判官及び税務署の姿勢も日本とはかなり異なるからである。うれしいことに、私が留学していた間に、計50名以上の日本の税理士が9部の口頭弁論を傍聴しにきてくれた。百聞は一見にしかず。皆さんかなり強いカルチャーショックを受けたようだ。税理士法改正論議に少しは影響を与えることができたかもしれない。ところで、この口頭弁論は原則として1事件に一回、判決直前に行なうもので

ある。9部では月2日程度行われる。一日に3~4事例を朝9時から集中して行なうので終わるのは大体2時ごろになる。9部ではこの後行く所が決まっている。裁判官全員で近くの喫茶店に行き写真のような大きなアイスクリームを食べるのである。これが閉廷後のセレモニーであった。皆さん本当に好きなのである。ペロっとたいらげてしまう。「大人の男がこんなでかいアイスを外で食べることは日本では通常ない」と文句を言うと、「こんなうまいものを日本の男は食べないのか?」と真面目に質問されるので、何とか私も最後まで食べるのだが、いやはや量の多いこと!しかし、このアイスクリームがミュンスター財政裁判所第9部のとてもいい思い出になっている。ミュンスターを去る日にエムケ裁判長・教授が私に贈ってくれたのが、この喫茶店のアイスクリームのメニューだったからである。

(みき・よしかず 税法)



*(写真の解説)

左から トヴィツェル(Twickel)裁判官

私

エムケ(Ehmcke)裁判長

ダネズリング(Danelsing)裁判官

ニーベルト(Niewerth)裁判官: 彼は自治体の議員でもある(SPD)

検死と臓器移植 - 検死制度の意義に関連して -

松宮孝明

一 脳死移植のメリット・デメリット

ここでは、「検死」という言葉を、刑事訴訟法に基づく検察官による死体の外表検査としての「検視」や、検証ないし鑑定処分として行われる「解剖」、警察署長によって行われる「死体見分」、監察医などの医師によって行われる「検屍」、さらには「病理解剖」といった死体の調査全般を指すものとして用いる。「検死と臓器移植」というテーマに先立って、検死にまつわる公共の利益に対抗する臓器移植、とくに脳死体を利用した「脳死移植」のもたらすメリット・デメリットについて、簡単に押さえておく。

第一に、移植医療の効用の評価方法についてであるが、たとえば、心臓移植を受けた患者（レシピエント）の一年生存率が約八〇パーセントであった場合、移植がなされなかった場合と比較して、移植医療の効用を単純に八〇パーセントの一年生存率で評価してはならない。というのも、合衆国では、内科的治療を受けつつ移植待機中の患者の一年生存率も七〇パーセント程度あることが報告されているからである。この場合、純粹に移植によって上がった生存率は一〇パーセント程度に過ぎない。しかも、手術に耐える体力や臓器の有効利用という観点から移植対象者が余命六ヵ月以上の患者に限られる場合には、この数字はさらに割り引いて見る必要がある。

なお、近年、脳硬膜移植によるクローンフェルト＝ヤコブ病の感染が問題視されているように、臓器ないし組織の移植が増加することによって、これまで発生頻度の低かった致死的な感染症が蔓延する危険が高まるおそれもある。

第二に、脳死移植は、蘇生医療を尽くすことによって蘇生する可能性のある患者を犠牲にするおそれを伴う。ところで、ここにいう蘇生可能性は、脳死判定後のそれではない。公式には、「竹内基準」などによる脳死判定後の蘇生率はゼロのはずだからである。しかし、「竹内基準」には、脳死判定除外例として患者の「低体温（32 以下）」が挙げられていること、これとあわせて、近年の蘇生医療の発達の中で「脳低温療法」という蘇生法が発展してきたことを考慮しなければならない。この「脳低温療法」は、患者がまだ「脳死状態」に陥る前に施さなければならないものであるが、大事なことは、これを施している最中は、「竹内基準」などによる脳死判定はできないということである。したがって、もしその患者から移植用に心臓などの臓器を摘出しようとするれば、はじめから「脳低温療法」を施さずに、あるいは臓器がまだ移植に適している状態のうちに「脳低温療法」を打ち切って、脳死判定に持ち込まなければならない。

しかしながら、「脳死状態」に陥る前では、患者にはまだ蘇生の可能性は否定されていない。しかも、「脳低温療法」の適応やその成功率については、症例が少ないためにまだ十分なデータが集まっていない。したがって、「脳低温療法」の打ち切りや差し控えによって実際にどれぐらいの確率で蘇生可能患者が犠牲となるのかは、まだわからない。ということは、もしかすると意外に大きな蘇生の可能性も残されているかもしれないのである。その意味では、「臓器移植法の運用に関するガイドライン」が、わざわざ、「脳低温療法の適応については、主治医が患者の病状

等に応じて判断すべきものであり、当該治療法を行うことを脳死判定の条件とはしていないことに留意すること。」として、暗に同僚法を控えるよう求めているのは問題である。

第三に、第一、第二の方法によって修正された移植医療評価は、さらに脳死判定自体が真正の死を把握するものでない危険を持つことで、決定的な修正を被ることになる。「全脳死」の定義は、現行の臓器移植法六条二項によれば、移植用臓器の摘出が予定されている者であって「脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至ったものの身体をいう」となされている。ここにいう「全脳の機能」には、「脳のすべての機能」という意味と「脳の全体としての機能」という二つの意味がある。「竹内基準」およびこれを支持する脳死臨調の多数意見などは後者の見解に立っているが、これによれば、たとえば妊娠などを継続させる脳機能は残存していても「脳死」と診断されることになる。

社会にそのような状態を「死」だとするコンセンサスがなれない以上、「竹内基準」による脳死判定で臓器摘出を行うことは、「もう助からないほど重症ではあるがまだ死んでいない人から臓器を摘出して死に至らしめる」危険性を含んだ行為だということになる。そして、このようなリスクもまた、脳死移植を利益衡量に乗せる際のマイナス要素として計上されなければならない。

二 臓器移植法七条

臓器移植法七条は、医師が死体から臓器を摘出しようとする場合には、「当該死体について刑事訴訟法…第二二九条第一項の検視その他の犯罪捜査に関する手続が行われるときは、当該手続が終了した後でなければ、当該死体から臓器を摘出してはならない。」と規定する。しかし、実務では、臓器移植法七条にいう「その他の犯罪捜査に関する手続」の中に、実況見分や検証、死体見分、司法解剖等も含まれるものと解されている。

厳密に言えば、実況見分や死体見分は「犯

罪捜査に関する手続」とはいいがたい。というのも、「捜査の端緒」である検視より以前に現場の警察官によって行われる実況見分は捜査活動そのものではないし、「明らかな非犯罪死体」に対して行われるはずの「死体見分」はもはや捜査活動ではありえないからである。ここに、「検死」制度の意義を捜査活動との関係でしか見ることのできなかった現行臓器移植法の非現実性と問題性が集約されている。非現実性とは、異状死体が発見された場合に、これを犯罪による疑いのある死体とその疑いのない死体に分ける手続の必然性を無視したことであり、問題性とは、死体の死因究明がもつ「公衆衛生」その他の「犯罪捜査以外の」パブリックな利益を見落としたことである。したがって、臓器移植法の視野の狭い規定にもかかわらず、異状死体については、まず、何らかの死体の検査を移植に優先させざるをえないのである。

三 法と医の専門家関与の必要性

現在の制度では死体検査の第一段階である「実況見分」では、死体専門家の関与が保障されていない。死体の外表検査のみでは、熟練した法医学者でも、死因について一割から二割の誤りがあるという。一般の開業医に過ぎない「警察医」が検案した場合には、誤信の可能性はもっと大きくなることが予想される。したがって、異状死体からの脳死移植が広がった場合には、検死のための専門家をいかにして確保するかが、大きな問題となるであろう。

さらに、臓器移植法七条にいう「当該手続が終了した後」の判断は誰が行うのかという問題がある。司法その他の公的利益が関わっている個々の異状死体の検査について、わが国のシステムでは、犯罪捜査と公衆衛生等の双方の利益を判断できる権限がしかるべき機関に一元化されていないという問題があるのである。

* 本稿は、1998年度日本刑法学会大会第1分科会での報告の要旨である

(まつみや・たかあき 刑法)

日本公証法学会研究報告記

出口雅久

本年5月30日に山形大学において日本公証法学会が開催された。公証法学会は、元裁判官や検察官等の実務家および若干の学者によって構成されている比較的小さな学会である。周知の通り、公証人は、本来国家試験によって選出されることに法律上はなっているものの、事実上、裁判官や検察官が「余生を過ごす場」となっている。アメリカの公証人は別として、いわゆるラテン系公証法制度を有している大陸諸国の公証人は、法曹資格試験を取得した後、若手でも優秀な人材が公証業務に就くことになっており、その社会的地位は極めて高いものとされている。これに対して、わが国の公証人は、悪く言えば、法曹実務家の再就職先と化しており、それだけ一層のこと、かかる学会等によって活性化させることは實際上極めて重要であると考えられる。尤も、公証法学会の会員の中には元最高裁調査官等を歴任された理論家が多数存在し、アカデミックな雰囲気は民事訴訟法学会と勝るとも劣らないことは指摘しておきたい。

さて、今回は、学者側の研究報告として「ドイツ公証人の損害賠償訴訟の現状」- 予防司法を担う公証人のグローバル・スタンダードに関する若干の考察 - というテーマを選択し、現役公証人の面前で厚顔無恥にも公証人の損害賠償責任の強化について論陣を張った。当然のことながら、報告当初から会場は異様な雰囲気に入れられ、公証人の先生方は鋭い視線を浴びせ掛けてきた。研究報告に際しては「ドイツ」とは断り書きをしておいたものの、公証人のグローバル・スタンダードという副題からも推察される通り、最近の釧路地裁、釧路高裁、最高裁における一連の公証人の損害賠償責任をめぐる判決等が念頭にあることは誰もが認識していた。私論は、

公証人の職域拡大を消費者保護政策の一環として肯定しつつ、当然のことながらその帰結として、公証人の形式的な審査義務に留まらず、むしろ積極的な実質的審査義務も肯定すべきであるという見解である。その例として、ドイツ最高裁は、戦後50年間の間に190件を超える公証人の損害賠償責任をめぐる判決を下しており、しかも、その3割が公証人敗訴判決として莫大な損害賠償請求権が肯定されている状況を報告し、さらに欧州連合の法統一化との関連で欧州における公証人の責任の拡大論が展開されている旨を指摘した。学会当日は、一応仁義に合った質問に限られていたが、懇親会の場では、公証人の諸先生方にぐるりと回りを取り囲まれて「出口さんの挙げられた事例は極少数の例外的な公証人の事件であり、殆どの公証人は真面目に公証業務に従事しており、問題はない」などと詰め寄られる場面もあった。尤も、考え方によっては、大先輩の方々から叱咤激励されることは、大学という視野の狭いところで研究している学者にとってはとても良い刺激であったと思う。懇親会の後は、学会準備をされた開催校の松村助教授等と山形の美酒を堪能した。次の日は米沢に会員の皆でエクスカーションに参加した。会員の中には仲睦まじくご夫婦で参加される方もあり、和やかな雰囲気に包まれ、学会報告を忘れさせてくれた。米沢には東大名誉教授で民法の大家である我妻栄先生の生家があり、会員の皆でビデオを鑑賞したり、記念館を見学したりした。今後とも公証法学会のような家族的な雰囲気を持った学会を通して、実務家と研究者が積極的に学术交流できる機会を設けることができように祈念して、私の学会報告記を終えさせて頂く。

(でぐち・まさひさ 民事訴訟法)

国際学術交流研究会 グローバル・デモクラシー 『地球民主政 理念と現実』

報告：フィリップ・レズニック氏
(ブリティッシュ・コロンビア大学政治学部教授)
通訳：大橋克洋氏(本学法学部教授)

柳原克行

1998年9月2日、ブリティッシュ・コロンビア大学政治学部よりフィリップ・レズニック(Philip Resnick)教授を迎え、国際学術交流研究会が開催された。同教授は既に、学部レベルで立命館とUBCの学術交流を促進することを目的に、昨年夏に来校された経験がある。従って、二度目の来校ということになるが、今回は8月31日から9月4日までの一週間、法学部にて夏期集中講義(「21世紀の民主政」)を担当された。こうした多忙なスケジュールにあったにもかかわらず、レズニック教授が研究会での報告を快諾されたことは、両校のスタッフ間交流の促進という意味でもきわめて重要な機会であった。

レズニック教授は、1944年にケベック州モントリオールに生まれ、B.A.とM.A.をマギル大学で(1965、1969)、Ph.D.をトロント大学で取得し(1976)、現在ブリティッシュ・コロンビア大学政治学部教授の地位にある。カナダで最も著名な政治学者の一人であり、民主政論およびカナダ政治論を中心に研究を進めている。主要著作として次がある。(1)Parliament vs. People: An Essay on Democracy and Canadian Political Culture(New Star Books, 1984)、(2)The Masks of Proteus: Canadian Reflections on the State(McGill-Queens University Press, 1990)、(3)Toward a Canada-Quebec Union(McGill-Queens University Press, 1991)、(4)Twenty-First Century Democracy(McGill-Queens Univer-

sity Press, 1997)。なお、1991年には、(2)をもって、カナダの優れた社会科学書に贈られる「ハロルド・イニス賞」を授与されている。同教授は、コメンテーターとして論壇にも頻繁に登場し、カナダの言論界でも精力的に活動されている。(4)の日本語版が近刊の予定にある(『21世紀の民主政』、中谷義和訳、御茶ノ水書房、1998年11月刊行予定)。

『地球民主政 理念と現実』と題された同教授の報告は、今日の国際化・地球化の時代を考えるうえで理論的にきわめて示唆的であり、実践的に重要な問題提起を含むものであったと思われる。そこで、この場を借りて、報告の内容を紹介しておこうと思う。

(1)まず、レズニック教授は、ポスト冷戦世界の現況として、地域的経済統合の進展(東アジア、南北アメリカ)と国境を越える新しいコミュニケーション様式の発展を挙げ、経済と文化・通信のみならず、政治現象としても地球化を考察する必要性を提起された。つまり、政治的次元で地球化の問題を捉える場合、EUやNAFTA等の超国家的経済連合を基礎に、これを政治的民主化と結びつけ、地球民主政を確立することが課題とされる。

(2)それでは、地球民主政はどのように想定されるのか。レズニック教授は、安易に解決策を提示するのではなく、地球民主政の確立にとっていかなる障害があるのかを確認する

ことをもって、議論の出発点とされた。第一の障害は、経済発展の不均衡である。地球化の進展は一部の地域に貧困化を生んでおり、とりわけ低開発諸国では、児童の労働問題など深刻な人権問題を引き起こしている。第二は、政治的伝統の多様化である。例えば、アジアの価値観および政治的伝統は、西欧のそれとは全く異なる特質にある。だとすれば、地球レベルで機能し得る民主政のメカニズムを想定することはきわめて困難となる。第三は、文化的・民族的アイデンティティの強さである。極端な民族主義や宗教的ファンダメンタリズムは、今日の地域紛争の大きな要因である。こうしたアイデンティティを超えて、なお、人々を結びつける「共通枠組」が必要とされる。第四は、地域的・国民的連帯の根強さである。現実主義的立場からすれば、地球的規模での連帯が一夜にして確立するとは考えられない。コミュニケーション手段の地球化に伴って（例えば、インターネットなど）、非領域型アイデンティティが登場しつつあるものの、世界市民概念に基づく連帯が共有されるには遠く及ばない。従って、地球化を強調するあまり、国民国家の存在意義を即座に否定してしまうことは非現実的であり、むしろ、コスモポリタニズムとナショナリズムのバランスをとることが重要であるとされる。

(3)以上の障害が存在することを前提として、21世紀において何らかの地球民主政の確立を構想することができるのか。レズニック教授は三点に限ってその可能性を示唆している。第一は、制度的構造に関わる。この点で教授は、紀元前508年のクレステネス改革に示唆を得て、独自の地球民主政モデルを提唱している。詳細は近著を参照していただくしかないが、そのモデルには、代表メカニズムの組み合わせをもって、豊かな国と貧しい国のいずれにも実質的役割が与えられる世界的政治機構が想定されている。第二は、経済的・政治的諸条件である。1930年代の経済的カタストロフとは対照的に、今世紀末の特徴は資本のグローバルな展開にある。

従って、「市場中心型資本主義」の展開には何らかの規制を加えなければならない（例えば、環境保護、児童労働法、最低賃金法等）。また、EJの経験からも、地球民主政にあっては、超国民的な政治的リーダーシップが不可欠である。ただし、なお、既存の国民国家の枠組を基礎単位として、ボトムアップ型の地球民主政が構築されなければならない。従って、超国家的リーダーシップは、戦争と平和、環境問題等に限定して適用されるべきものとされる。最後に、文化的多様性を考慮しなければならない。今日、文化の多様化と脱国民化が不可避の傾向であることに鑑みると、多元主義の尊重は、地球民主政を構成する重要な一要素とされなければならない。

(4)以上のように、レズニック教授の地球民主政論はすぐれて現実主義的である。とはいえ、その構想を進めるためには、なお、現実主義と理想主義とのバランスをとる必要があるとされる。つまり、ホップズ的な「自己保存」の本能は、地球的規模の民主政にとっての最小限度の原動力たり得るにしても、同時にルソー的な「利他主義」的態度に訴えなければならない、と。

なお、同報告を補完する論稿として、Philip Resnick, "Global Democracy: Ideals and Reality," in Ronald Axtman ed., *Globalization and Europe: Theoretical and Empirical Investigations*, Pinter, 1998, pp.126-143.があるので、興味をもたれた方は是非参照されたい。

(やなぎはら・かつゆき 政治学)

* 日本学術振興会特別研究員・
法学研究科博士後期課程

法学部関連の主な学術交流・研究活動(1998年7月~1998年10月)

- 98年 7月 3日 教育科学研究所 プロジェクトB V外国語教育におけるFD研究：
工藤嘉名子・林 翠芳・奥村房子氏「98年度春期オープンクラス・ウィークのまとめ」
- 98年 7月10日 民法法研究会： 金月伸哲氏「履行補助者問題の展望と課題」；
原田智枝氏「履行不能の研究」
- 98年 7月14日 法政研究会： 二宮周平氏「法制審『成年後見制度』に関する中間報告について」
- 98年 7月24日 法政研究会： 松本克美氏「戦後補償裁判と時効・除斥期間」
- 98年 7月31日 金融法研究会： 谷本圭子氏「日弁連『統一消費者信用法の論点』の検討」
- 98年 9月 3日 国際学術交流研究会： 中国人民大学法学院教授 許 崇徳氏「日中法学交流の回顧と展望」； 胡 錦江氏「日中憲法学の交流について」
- 98年 9月11日 国際学術交流研究会： 韓国 慶熙大学教授 キム ホンキュ氏「韓国集団訴訟法」(通訳 出口 雅久氏)
- 98年 9月22日 国際学術交流研究会： ドイツ フライブルク大学教授
トーマス ヴェンテンベルガー氏「ドイツにおける学術法の展開」
(通訳 出口 雅久氏)
- 98年 9月25日 国際言語文化研究所 プロジェクトA 研究会：
京都産業大学法学部助教授 植村和秀氏 「ドイツ民族主義と東欧」
- 98年 9月25日 人文科学研究所 国際化社会研究会： 山口 定氏「ヨーロッパ統合と国民意識 - ドイツを中心にして - 」
- 98年 9月26日 科研基盤研究C： 一橋大学法学部教授 松本恒雄氏「消費者契約法の間
報告とその後の状況」
- 98年 9月28日 国際地域研究所 プロジェクトB研究会： 宇野木 洋氏「文学からみた現代中国の人権」
- 98年 9月29日 国際学術交流研究会： ドイツ トリア大学教授
ヴァルター F. リンダッハー氏「競争訴訟における国家免責」
(通訳 出口 雅久氏)
- 98年10月 3日 国際学術交流研究会： ドイツ ドレスデン工科大学教授
ボルフガング リュケ氏「ヨーロッパ倒産法」(通訳 出口 雅久氏)
- 98年10月 5日 教育科学研究所 秋期公開講演会： サントリー株式会社 佐藤友美子氏・朝日新聞社 奥村 晶氏「自己実現と創造性 - 生活研究の現場から - 」
(コメンテーター 佐藤敬二氏)
- 98年10月 9日 政治学研究会： 中谷義和氏「地球化と民主政 - ヘルドとレズニックの所論によせて - 」
-

- 98年10月16日 国際地域研究所 プロジェクトB研究会：広島修道大学法学部
国際政治学科教授 菱木一美氏「朝鮮半島和平プロセスと日本」
(コメンテーター 豊下 楯彦氏)
- 98年10月22日 教育科学研究所 プロジェクトB V外国語教育におけるFD研究：
野口メアリー・イアン ホザック氏 "Theme-Based Learning in
Practice: Reflections on the First Semester of the New Curriculum"
- 98年10月24日 人文科学研究所：小関素明・宮本太郎・龍 昇吉氏「人文科学研究所編
『戦後50年をどうみるか』上・下2巻 人文書院 1998 合評会」
(司会 安本典夫氏)
- 98年10月26日 国際共同研究シンポジウム準備研究会：上田 寛氏「最近の日本の犯罪
動向をめぐる」；生田勝義氏「日本における政治腐敗と経済犯罪」

1998年10月立命館土曜講座

<特集> 世界人権宣言50周年

- 98年10月 3日 徳川信治氏「人権は国境を越える - 世界の人権・日本の人権 - 」
- 98年10月17日 山下 清氏(弁護士)「裁判における世界人権宣言の意義」
- 98年10月24日 徐 勝氏「世界人権宣言50周年を迎えるアジア」
- 98年10月30日 中谷 猛氏「近代西洋の人権思想と文明化」

法学部部門別定例研究会：法政研究会 / 公法研究会 / 民法研究会 / 政治学研究会

学術研究プロジェクト：国際学術交流研究会 / 教育科学研究所プロジェクト プロジェクトB V
研究会 / 人文科学研究所プロジェクト 国際化社会研究会 金融法研究会 / 国際言語文化研究所
プロジェクト プロジェクトA 研究会 プロジェクトB 研究会 プロジェクトB 研究会 /
国際地域研究所プロジェクト 還太平洋地域統合と持続的発展プロジェクト研究会 21世紀東ア
ジアの安全保障と人権研究会 / 現代ナショナリズム論研究会 / 科研基盤研究C / 国際共同研究シン
ポジウム準備研究会 / 他

立命館大学法学部ニューズレター

第14号 (1998年10月)

編集：立命館大学法学部ニューズレター編集委員会

発行：立命館大学法学部研究委員会・立命館大学法学会

京都市北区等持院北町56-1

TEL. 075-465-1111(代) / FAX 075-465-8294